

微生物も魚も植物も

「生き物丸ごと守る法」

多様な生物を守り、その恩恵を持続的に利用することを目的とした「生物多様性基本法案」の与野党協議が近く、始まる。自民、民主両党とも、今国会での成立を目指し、互いに歩み寄る姿勢を見せている。長年、「野生生物保護法」の制定を求めてきた環境NGOは、「好機到来」と、働きかけを強めている。

(石田勲)

与野党、今国会成立目指す

に決まるため、それまでに法案を成立させ、積極的な姿勢を海外にアピールしたいようだ。

計画段階でのアセス義務化

両党の法案に共通するのは、国や自治体に、生物多様性を守る基本計画(自民案は「戦略」)の策定を義務つける点だ。政府はこれまで、生物多様性国家戦略を閣議決定してきたが、NGOは「各官庁の作文の単なる寄せ集めで、生物多様性の減少に歯止めがかかっていない」と批判してきた。このため、両党の案とも、基本計画に法的根拠を与え、政府に、法制上、財政上、税制上(自民案)の措置も講じるよう求めている。

環境NGOが制定働きかけ

日本には、生物の多様性や生態系を丸ごと守るような法律はない。鳥獣保護法は、海洋哺乳類の一部や爬虫類、両生類、魚類、植物などは対象外だ。絶滅のおそれのある生物種の保護を目的とした「種の保存法」もあるが、保護対象種は、絶滅のおそれのある生物種の3%にすぎない。

そこで、世界自然保護基金(WWF)ジャパンや日本自然保護協会など約40団体が99年から「野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク」を作り、与野党に、野生生物保護法(仮称)の制定を働きかけてきた。民主党がまず、これに応じ、昨年夏の参院選のマニフェストに盛り込んだ。「現行の自然保

護関連法は目的も対象もバラバラ。生物多様性を守るため、整合性のある基本法が必要」(田島一成・生物多様性対策小委員会座長)として、今月、同法案を衆院に提出した。

自民党も、「環境保全型の農業を進めるには、微生物を含めた多様な生物の保全、活用が重

要」(谷津義男元農水相)と判断。近く、与野党をまとめ、民主党案との一本化をめざし、協議に入る。

法案成立の機運が高まった背景には、「2010年、生物多様性条約締約国会議の名古屋誘致」という追い風がある。来月下旬、ドイツでの同会議で正式

さらに重要なのは、両党案とも、国に計画段階での環境アセスメント実施を求めている点だ。国が、生物多様性に影響を与えかねない公共事業などを行う場合には、計画立案の段階で、その影響を調査、予測して、保全策をとるよう、義務づける。ただ、現行の環境アセスメント法や、公共事業に関連する法律の改正が必要になることも考えられ、開発官庁から慎重意見が出ることも想定される。

WWFジャパンの草刈秀紀・自然保護室次長は「生物多様性を守る基本理念を示して、新たな法的枠組みを作り、関係する多くの法律の改正につなげて欲しい」と期待している。

星月 日 業庁

環境 エコロジー

